

令和7年12月18日

白岡市議会議長 中 川 幸 廣 様

提出者 白岡市議会議員

下島 勉

賛成者 白岡市議会議員

中山 廣子

議提案第7号 議案第88号 白岡市都市計画税条例の一部を
改正する条例に対する附帯決議

議提案第7号 議案第88号 白岡市都市計画税条例の一部を改正する
条例に対する附帯決議を、白岡市議会会議規則（平成24年白岡町議会規
則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により別紙を添えて提出しま
す。

提案理由

将来にわたる財政状況や市民負担の在り方及び都市計画事業の進捗状況
を踏まえ、税率の見直しについて明確な検証を求めるため、本案を提出す
る。

議案第 88 号 白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例に
対する附帯決議

本条例改正により市民に新たに生じる税負担は、物価高騰やエネルギー価格の上昇など、依然として厳しい生活環境の中にある市民生活に少なからぬ影響を与えることが懸念される。特に、固定資産を有する市民や事業者にとっては、急激な税負担の増加は家計や経営に直接的な影響を及ぼすものであり、慎重な配慮が求められる。よって、本市の都市計画税率を改定するに当たり、次の事項について十分に配慮し、必要な措置を講ずるよう求める。

1. 市は、都市計画税が目的税であることを踏まえ、その使途や都市計画事業の進捗状況について、議会及び市民への分かりやすい情報提供に努め、説明責任を果たすこと。
2. 市は、社会経済情勢や人口動態を鑑み、都市計画事業の進捗状況及び財政状況等を総合的に勘案し、令和 13 年 3 月 31 日までに、都市計画税率の妥当性について検証を行い、その結果を公表すること。
3. 前項の検証結果を踏まえ、市民生活や地域経済への影響も考慮し、必要があると認めるときは、速やかに税率の見直しをすること。

令和 7 年 12 月 18 日

白岡市議会